

八王子市国民保護計画に係る モデル避難実施要領（案）

1	避難誘導に関する基本的事項	P 1
2	モデル避難実施要領	P 7
	ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	P 8
	弾道ミサイル攻撃の場合	P 1 8
	着上陸侵攻（航空攻撃）の場合	P 2 1
	緊急対処事態（大規模テロ等）の場合	P 2 1
3	避難誘導における留意点	P 2 7

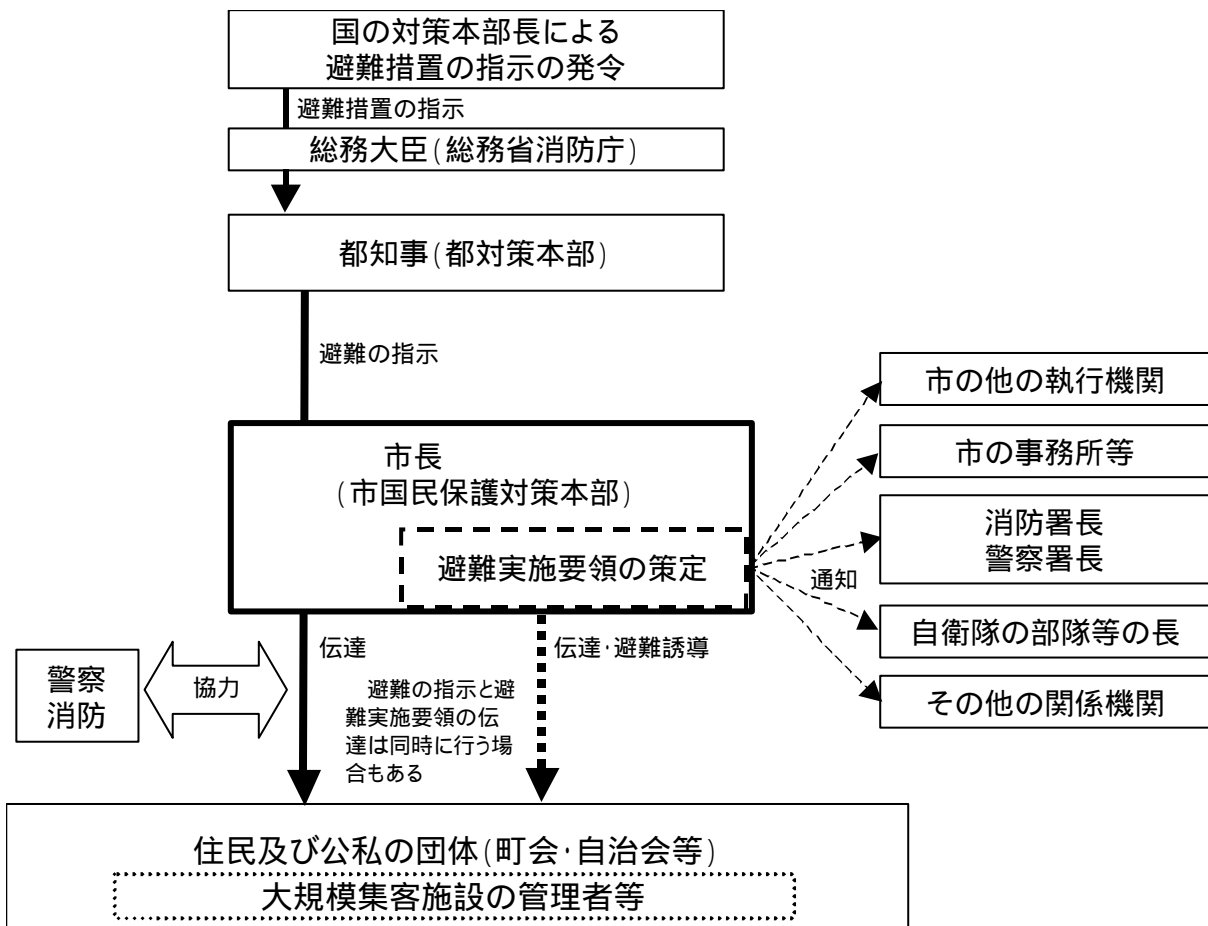
1 避難誘導に関する基本的事項

市は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定め、避難住民の誘導を行うこととなる。この避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たるさまざまな関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、そのために必要な基本的事項を次のとおり示す。

(1) 避難の指示等

避難の指示は、国（避難措置の指示） 都（避難の指示） 市（避難の指示の伝達） 住民等となされるのが基本である。市は、都による避難の指示があったときは、避難実施要領を定め、関係機関に通知するとともに住民等へ伝達し避難誘導を行う。

避難の指示等の概要



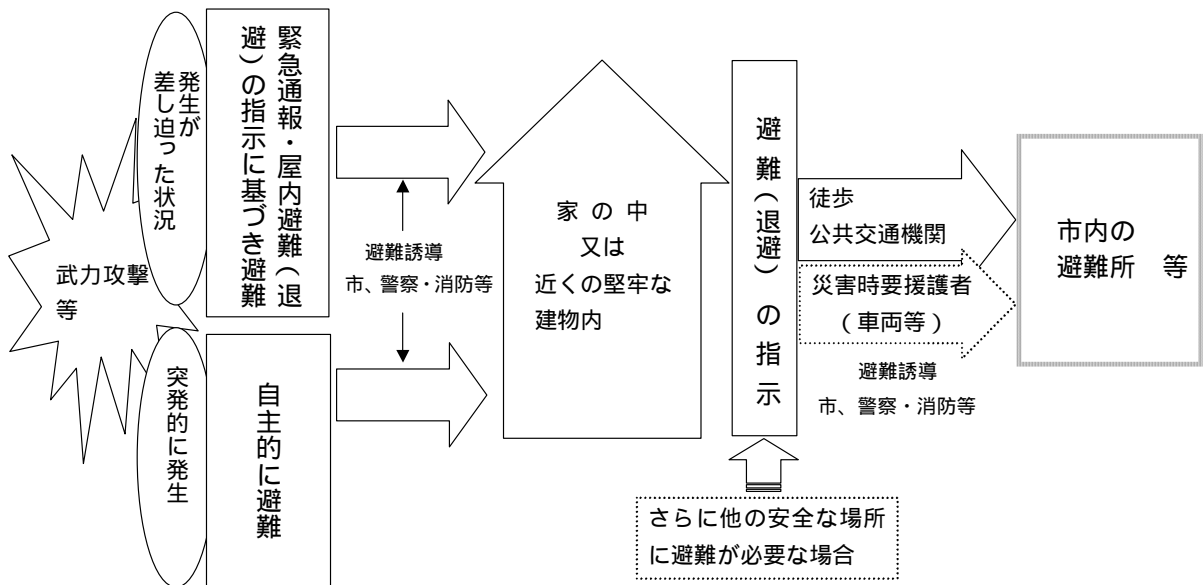
(2) 想定される避難の形態と市による誘導

住民等の避難は、時間的余裕や武力攻撃の影響範囲等によりさまざまである。市国民保護計画（以下「計画」という。）で想定している避難の形態と市による誘導のイメージは次のとおり。

突発的かつ局地的な事態の場合：ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等

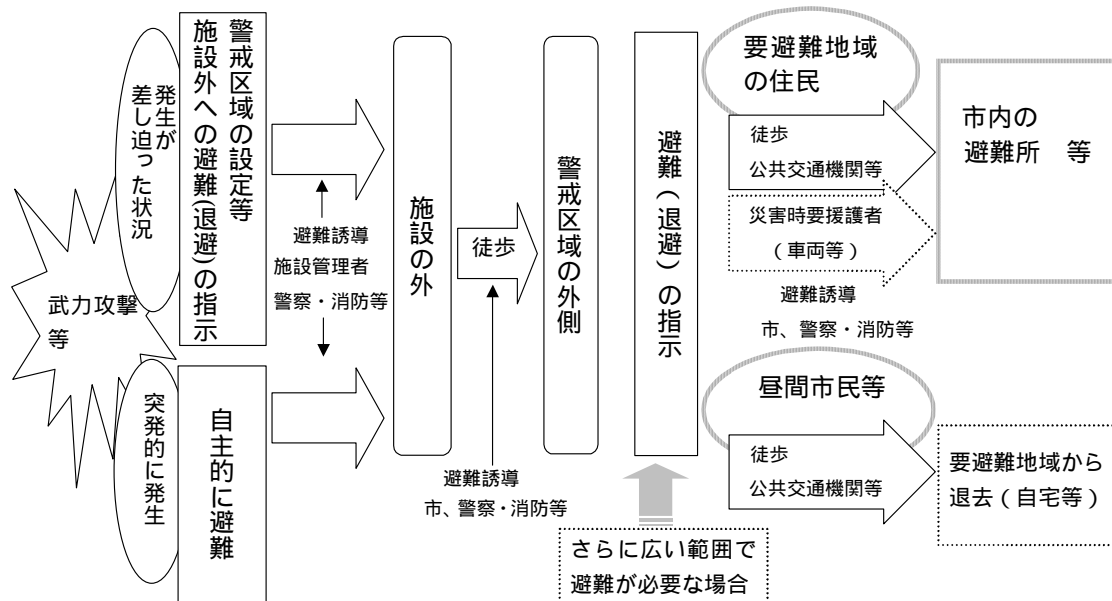
- ・ 屋外で突発的に発生

市は、自主的にあるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、その後の避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



- ・ 大規模集客施設等内で突発的に発生

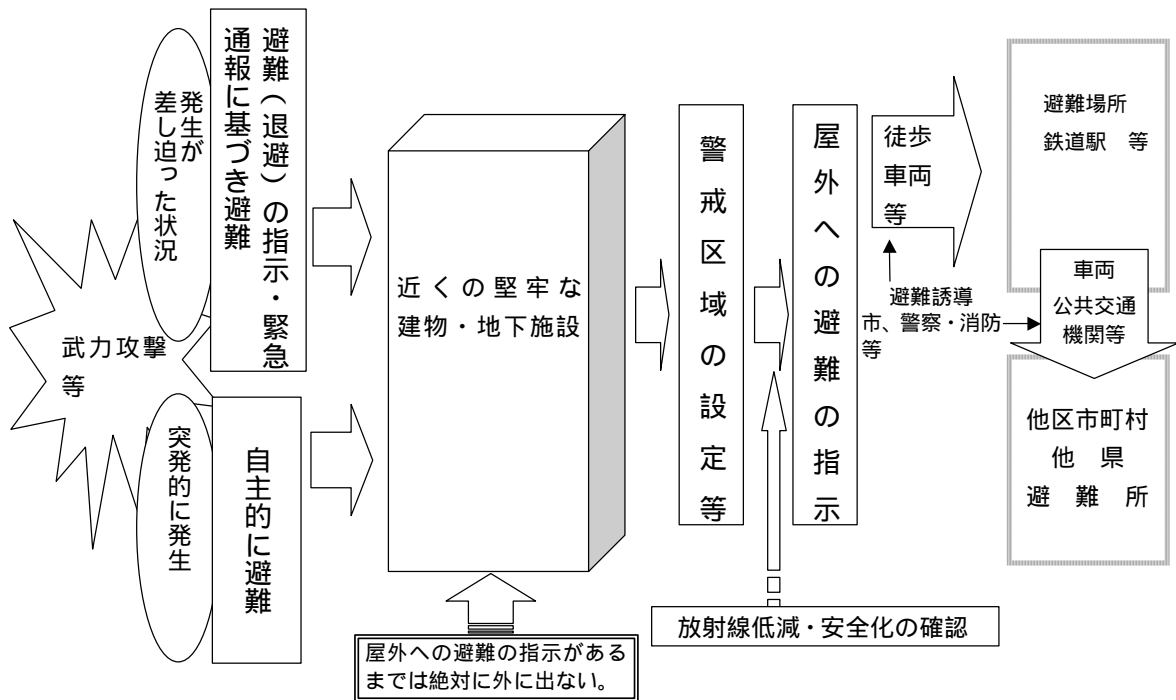
市は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難所等まで誘導する。



1 避難誘導に関する基本的事項

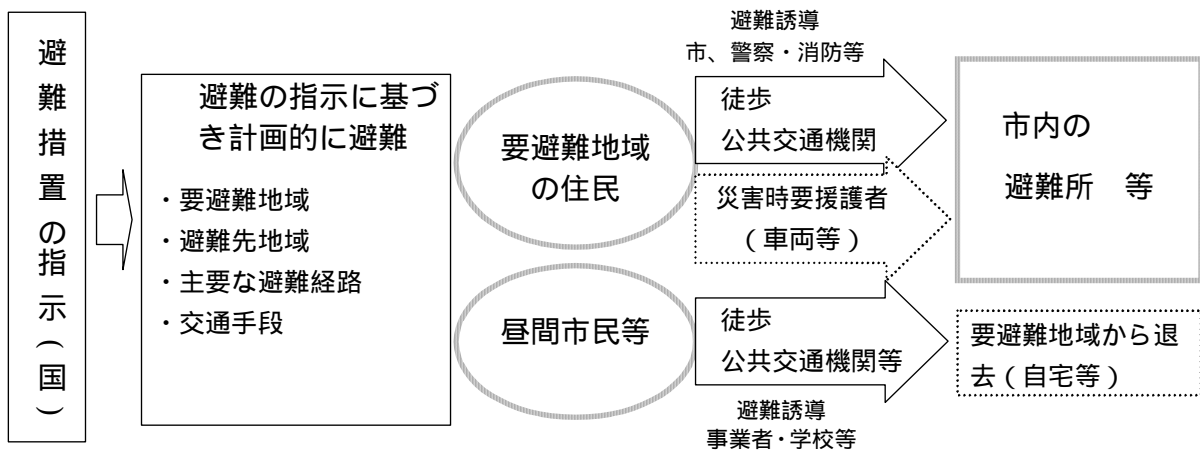
突発的かつ広範囲な事態の場合：弾道ミサイル攻撃・航空攻撃（核弾頭）

市は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。



時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合：ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

市は、避難の指示等に基づき、避難住民を市内の避難所等まで誘導する。



避難の手段及び避難の経路

市職員の配置等

高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者への対応

要避難地域における残留者の確認

避難誘導中の食料等の支援

避難住民の携行品、服装

避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先 等

(5) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に当たっては、以下の点を考慮する。

避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案

避難住民の概数把握

誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 運送事業者である指定地方公共機関等による運送 ）

運送手段の確保の調整（都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

長距離避難や災害時要援護者の運送等を行う場合

災害時要援護者の避難方法の決定

避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

関係機関との調整（現地連絡調整所^(*)の設置、連絡手段の確保）

自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(6) 避難住民の誘導に係る市の業務

計画に基づく避難住民の誘導に係る市の業務と担当部は次のとおり。市の各所管は互いに連携協力し、迅速・円滑な避難実施要領の策定及び避難住民の誘導が行えるよう、平素から各種体制の構築等に努める。

(*)市は、発生現地で活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置することとしている。（既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。）

【参加機関の例】 都、警察、消防、保健所、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

【実施内容】 ・被災状況や各機関の活動状況の把握
・各機関が有する情報の共有
・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

【避難住民の誘導等に係る市の業務と担当部】

系統	業務内容	担当部
企画・調整	避難実施要領の策定及び避難誘導に係る総合調整に関すること	生活安全部
	都、警察、消防、自衛隊等関係機関との調整に関すること	
	現地連絡調整所の設置に関すること	
	職員の配置及び全庁的な応援体制に関すること	生活安全部 総務部 行政経営部
	車両その他交通手段の確保、交通対策に係ること	財務部 まちづくり計画部
情報収集・提供	避難の指示・避難実施要領の伝達（町会・自治会、大規模集客施設の管理者等を含む）その他武力攻撃事態等の情報提供に関すること	生活安全部 総合政策部 市民活動推進部 産業振興部 総務部
	報道機関との連絡調整・発表に関すること	生活安全部 総合政策部
	被災状況の調査及び武力攻撃事態等の情報収集に関すること	税務部 市民部
	道路・橋梁等の被害状況の把握に関すること	道路事業部
	交通情報の収集・提供に関すること	まちづくり計画部
各種対応	避難住民の誘導に関すること	市民活動推進部 学校教育部 生涯学習スポーツ部 産業振興部
	高齢者、障害者、乳幼児・妊産婦、外国人等災害時要援護者の避難誘導及び支援に関すること	健康福祉部 こども家庭部 市民活動推進部
	避難誘導時における医療救護に関すること	健康福祉部
	避難誘導時における食料等の調達及び配分に関すること	産業振興部
	避難所の開設に関すること	市民活動推進部 学校教育部 生涯学習スポーツ部 こども家庭部
	問い合わせ等の総合窓口、総合相談に関すること	生活安全部 総合政策部
	道路・橋梁、危険建物・危険区域等の安全確保に関すること	道路事業部 まちなみ整備部 下水道部
	臨時ヘリポートの開設に関すること	まちづくり計画部 学校教育部 生涯学習スポーツ部

2 モデル避難実施要領

市は、避難実施要領の記載内容や作成の手順について習熟を図っておく必要がある^(*)ことから、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を、モデル避難実施要領として次のとおり示す。

(1) 目的等

モデル避難実施要領は、平素から避難実施要領のパターンを作成することにより、事態発生時に迅速に避難実施要領を策定し円滑な避難誘導が行えるよう、その記載内容や作成の手順について習熟を図ることを目的とする。

現実の攻撃の態様は、その規模や方法、発生場所、発生時間等により異なることから、モデル避難実施要領を参考に、市の各所管や関係機関の情報等を得て、避難の指示に沿った避難実施要領の策定を行う。

モデル避難実施要領は、計画の見直しや訓練の検証結果等を踏まえて、必要な修正を行う。その際は、国民保護協議会をはじめ、避難実施要領を策定した場合に調整をすることとなる関係機関の意見を尊重する。

【参考：国の基本指針の記載（P 27 抜粋）】

市（町村）は、関係機関（教育委員会など当該市（町村）の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。（以下略）

市（町村）は、当該市（町村）の住民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。（以下略）

^(*) 国の基本指針では、市町村は平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされている。

(2) 事態別モデル避難実施要領

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施する。

なお、突発的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本となる。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における警察、消防、自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、最終的に住民を要避難地域の外に避難させる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させるよう留意する。

避難実施要領の策定に当たっては、都、警察、消防、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言等を踏まえて、避難の方法を決定する。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所に市職員等を派遣している場合には、そこから必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

避難に比較的余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順を基本とする。

昼間に突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、各人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、警察、消防、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定する。

特にこの場合、初動時には、住民や観光客・買い物客等の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうよう、啓発等を行う。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様もさまざまであるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、市街地や危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要。

【比較的時間的な余裕がある場合】

避難実施要領（一例）

八王子市長

平成 年 月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、八王子市A・B地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・

都知事は、別添の避難の指示を行った。

対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。

具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

市は、A・B地区の住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難場所であるC・D小学校に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間大型バスにより、市内E小学校・F中学校へ避難させる。集合及び活動は、町会・自治会、学校、事業所単位を基本とする。

この際、一時避難場所である小学校までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における警察、消防、自衛隊等からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についてもあわせて修正する。

少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、そこからバス等で移動することを基本的な対応とする。

避難所での活動等も考慮し、町会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導等を行うことを基本とする。

比較的時間に余裕がある場合は、避難の指示や事態の状況を勘案しつつ、買い物客・観光客等で遠方に自宅等がある者について、要避難地域から退去し自宅等に戻ることを周知すべきか検討する。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市国民保護対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を本部長とする市国民保護対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各 名を、C・D小学校、避難先のE小学校・F中学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、誘導拠点を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、車両や案内板を配備する。誘導拠点では、救護班等を設置し、必要に応じて軽傷者や気分が悪くなった者への対応、飲食料の支給等を行う。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう関係機関と情報を共有し、現場における判断を迅速に行うため現地連絡調整所を設ける。現地連絡調整所に派遣している市職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

事態の変化に迅速に対応できるよう、都、警察、消防、自衛隊等関係機関との情報共有や活動調整を行うために、現地連絡調整所を設置（既に設置されている場合は職員を派遣）する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、市の車両等を配置して、避難住民に安心感を与えるよう留意する。

(3) 輸送手段

ア	避難住民数、一時避難場所、輸送力の配分
	(ア) A地区 約200名、C小学校、市保有車両×3台 バス×大型バス4台
	(イ) B地区 約300名、D小学校、 バス×大型バス6台
	(ウ) その他
イ	輸送開始時期・場所 日15:30、C・D小学校
ウ	避難経路 国道 号・・・(予備として都道 号及び 号を使用)

バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的に都が行う。

避難経路については、交通規制を行う警察の意見を十分に聴いて決める。

夜間では、暗闇の中における視界の低下により住民の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安を少なくする。

冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の伝達

ア	市は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
イ	上記と並行し、A・B地区の町会・自治会、自主防災組織、消防署、警察署等にFAX等により、住民への伝達について協力を依頼する。
ウ	あわせて、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
エ	伝達に際しては、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかけること。
オ	また、報道関係者に避難実施要領の内容を提供する。
キ	外国人に対しては、国際関係市民団体等に協力を依頼し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

要避難地域全体への周知は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ないが、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけるよう留意する。

災害時要援護者については、避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がける。

(5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、基本的に徒歩により行うこととする。自家用車については、使用しないこと。
- イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 災害時要援護者の避難
市は、災害時要援護者の避難を適切に行えるよう次の対応を行う。
- a 病院の入院患者5名は、病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
 - b 老人福祉施設入居者25名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。
 - c その他、介護を必要とする者の避難は、その介護者とともに自家用車等を使用できることとする。その際、「要援護者避難車両」の表示を行うこと。

自家用車の使用については、季節・天候や地域特性を踏まえて、警察等と調整する。

(6) 避難誘導の終了

- ア 市職員及び消防団員は、消防署と連携しつつ戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、避難するよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、 : までに終了するよう活動を行う。

「正常化の偏見」(P28参照)を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行うこと。

(7) 誘導に際しての留意点

- ア 避難誘導員は誘導にあたり、以下の点に留意すること。
- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員等は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
 - ・ 市誘導員は、防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
 - ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
 - ・ 町会・自治会、学校、事業所等を単位とし、原則として集団でまとまって行動するように呼びかけること。

職員による避難誘導の活動に対する理解を得るため、防災服、腕章、旗、特殊標章などを携行させること。

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 町会・自治会、自主防災組織などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。ただし、携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないようする。

エ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市、警察、消防等に通報するよう促す。
 オ 市民からの問い合わせ等は、臨時電話（ - ）へ連絡するよう周知する。

(9) 安全の確保

ア 避難中の住民や誘導員に二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や都からの情報、市国民保護対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地連絡調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。
 イ 事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。
 ウ 誘導を行う市職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

国からの警報等による情報のほか、現地連絡調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要。

特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護される。

3 各部の役割

国民保護対策本部運営及び措置全般に係る事項...生活安全部
 広報及び報道対応...総合政策部
 避難誘導・誘導拠点の設置...市民活動推進部、学校教育部
 避難所の開設...学校教育部
 . . .
 . . .

事態の状況に応じて、P6「【避難住民の誘導等に係る市の業務と担当部】」及び計画における市の業務等に基づいて決定・記載する。

4 連絡・調整先

ア バスの運行は、都 局 課及び警察と調整して行う。
 イ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
 ウ 市国民保護対策本部設置場所：八王子市役所本庁舎（電話 - ）
 エ 現地連絡調整所設置場所： 事務所駐車場（電話 - ）

5 避難所の開設・救援活動の支援

避難先である、E小学校・F中学校の体育館を避難所として開設する。避難所では、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。

避難所における活動は、救援に関する都との役割分担を踏まえて行う。

【昼間における突発的な攻撃の場合の避難】

避難実施要領（一例）

八王子市長

平成 年 月 日 時現在

（１）事態の状況

日 時 分に 地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、 地域で戦闘が継続している状況にある。

（２）避難誘導の全般的方針

地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

その後、武装工作員による攻撃が当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、警察、消防、自衛隊等と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察、消防、自衛隊等からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における警察、消防、自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難（退避）させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

屋内避難は、「NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内等の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき」「敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき」に行う。

（３）避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

時現在

地区については、 道路を避難経路として、基本的に徒歩により避難する。

災害時要援護者は、・・・

地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する警察、消防、自衛隊等の意見を聴いた上で決定する。

現地連絡調整所を設置している場合は、警察、消防、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷が発生した場合には、地点の救護所、病院に誘導又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、地点の救護所及び病院に誘導又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な機関に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。また、都や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

DMAT (Disaster Medical Assistance Team: 災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

- ア 避難中の住民や誘導員に二次被害が生じないよう、現地対策本部等、都からの情報、市国民保護対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。
- イ 事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する機関に要請する。
- ウ 誘導を行う市職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(6)

.....

このほかの事項は、事態の状況に応じて「ゲリラ特殊部隊による攻撃【比較的時間的な余裕がある場合】(P10～12)」に準じて記載する。

【化学剤を用いた攻撃の場合】

避難実施要領（一例）

八王子市長

平成 年 月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、 地域における爆発について、化学剤（ 剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の 1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域（ 1丁目～5丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・

知事は、別添の避難の指示を行った。

2 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

市は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる 1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該地域内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関等に伝達を依頼する。また、防護機器を有する警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させる。

（2）市の体制、職員派遣

ア 市国民保護対策本部の設置

指定を受けて、市長を本部長とする市国民保護対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員 名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する警察、消防、自衛隊等と共に現地連絡調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要。活動上の安全に寄与するため、現地対策本部との緊密な連絡体制を確保する。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 市は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等の出動を依頼するなど、あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、避難実施要領について、要避難地域に所在する町会・自治会、自主防災組織、消防署、警察署等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ あわせて、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- エ また、報道関係者に避難実施要領の内容を提供する。

防護衣を着用せずに移動して伝達することは危険を伴うため、伝達は、防災行政無線や電話に限定する。

(4) 避難所の開設等

- ア 小学校体育館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、都と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、都、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入れ先となる医療機関について、都と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

避難所における活動は、救援に関する都との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象では、住民等には危険が迫っていることが察知できないため、速やかな情報提供を常に考える。

(7) 安全の確保

避難中の住民や誘導員に二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地連絡調整所等からの情報を市国民保護対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

国民保護対策本部運営及び措置全般に係る事項...生活安全部

広報及び報道対応...総合政策部

臨時避難所の開設...学校教育部

医療班の派遣調整...健康福祉部

...

...

4 連絡・調整先

ア 市国民保護対策本部設置場所：八王子市役所本庁舎（電話 - ）

イ 現地調整所設置場所： 事務所駐車場（電話 - ）

5

.....

このほかの事項は、事態の状況に応じて「ゲリラ特殊部隊による攻撃【比較的時間的な余裕がある場合】(P10～12)」に準じて記載する。

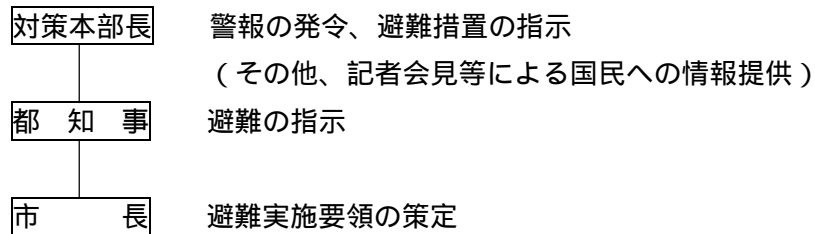
弾道ミサイル攻撃の場合

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本。（できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建物の地下、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難する。）

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に各人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難とされている。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくることから、すべての地域に着弾の可能性があるものとして対応を考える。

避難実施要領（一例）

八 王 子 市 長
平成 年 月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が迅速に対応できるよう、今後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことに留意する。（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」（P 28 参照）が存在する。）

津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、本市が着弾予測地域に含まれる場合は、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知する。

防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイト (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>) で視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させるよう努める。

全国瞬時警報システム(J-alert)が配備された場合には、国において各区市町村の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

- ・ 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近くの屋内に避難できるように、あらかじめ各人のとるべき対応を周知徹底する。(その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。)
- ・ 車両内にいる者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所に止める(やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法をとる)よう周知する。
- ・ 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる(ガラス張りの建築物の下は避ける)とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- ・ 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。
- ・ 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防署、警察署等に連絡するよう周知すること。
- ・ 弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは離れるよう住民に周知する。

3 その他の留意点

- ・ 特に、災害時要援護者（高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦等）においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、丁寧な説明を行うこと。
- ・ 住民以外の滞在者（観光客・買い物客等）についても、屋内へ避難することができるよう、各所管等から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するよう
に協力を求める等、出来る限りの協力を依頼する。

4 各部の役割

国民保護対策本部運営及び措置全般に係る事項...生活安全部
広報及び報道対応...総合政策部
大規模集客施設への連絡...産業振興部
・・・
・・・

5

.....

このほかの事項は、事態の状況に応じて「ゲリラ特殊部隊による攻撃【比較的時間的な余裕がある場合】(P 1 0 ~ 1 2)」に準じて記載する。

着上陸侵攻（航空攻撃）の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、都県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、市国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とし、避難実施要領を策定する際には、「ゲリラ特殊部隊による攻撃【比較的時間的な余裕がある場合】（P 10～12）」に準じて記載する。

緊急処理事態（大規模テロ等）の場合

大規模テロ等における避難誘導等については、武力攻撃の場合と基本的に同じであるが、突発的に発生し、時間的な余裕がないケースが多いと予想される。

突発的に大規模テロ等が発生した場合は、政府による緊急処理事態の認定がなされておらず国民保護措置が実施できないことが想定される^(*)。そのため、災害対策等のしくみを活用し、迅速に避難等に必要となる関係機関等との連絡体制、住民への情報の伝達体制等を構築するよう努める。

発生当初は原因が特定できず、詳しい被害状況が不明の場合も予想されるが、常にNBCが使用されている可能性を考慮し対応を行う必要がある。また、迅速な判断により退避の指示や警戒区域の設定（事態認定前は災害対策基本法に基づく避難の指示や警戒区域の設定）等を行い、被害を最小限に抑えることに留意する。

市街地での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時にどのように対応すべきかについて問題意識を持ってもらうよう努める。

^(*) 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。このため、計画では、発生した事案に迅速・的確に対処するため、市災害対策本部（政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合）等を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定や市緊对本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を実施することとしている。

【昼間における突発的なテロの場合の避難】

避難実施要領（一例）

八王子市長

平成 年 月 日 時現在

（１）事態の状況

日 時 分に ビルで発生した原因不明の大規模な爆発は、テロ組織によるものと判明し、時 分に政府は緊急処理事態の認定を行った。

既に市及び関係機関は避難の指示や救助活動等を行っているところであるが、まだテロの恐れがあることから、今後、テロに関する情報に注意するとともに住民が取るべき行動について周知する。

（２）避難誘導の全般的方針

地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

テロに関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

その後、テロ組織による攻撃が当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、警察、消防、自衛隊等と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、現地周辺で活動する現場の警察、消防、自衛隊等からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

大規模テロ等に伴う避難は、攻撃の種類等によりその規模が異なるため、国からの情報等とともに、現場における警察、消防、自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、最終的に住民を安全な場所まで避難させる。

テロが行われた地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難（退避）させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

屋内避難は、「NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内等の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき」「テロの実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき」に行う。

(3) 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

時現在

地区については、道路を避難経路として、基本的に徒歩により避難する。

災害時要援護者は、・・・

地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

その他の地域の住民は不要な外出を避けること。

避難の方法については、国の情報等以外にも、現場で活動する警察、消防、自衛隊等の意見を聞いた上で決定する。

現地連絡調整所を設置している場合は、警察、消防、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、地点の救護所、病院に誘導又は搬送する。

NBC攻撃による死傷の場合には、地点の救護所及び病院に誘導又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な機関に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、都や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

DMAT (Disaster Medical Assistance Team: 災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

ア 避難中の住民や誘導員に二次被害が生じないように、現地対策本部等、都からの情報、市国民保護対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

イ 攻撃が収束していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する機関に要請する。

(6)

.....

このほかの事項は、事態の状況に応じて「ゲリラ特殊部隊による攻撃【比較的時間的な余裕がある場合】(P10～12)」に準じて記載する。

化学剤を用いたテロの場合

避難実施要領（一例）

八王子市長

平成 年 月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、 地域における爆発について、化学剤（ 剤と推定される。）を用いたテロである可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の 町の地域及びその風下となる地域（ 1丁目～3丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・

知事は、別添の避難の指示を行った。

2 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

市は、要避難地域の住民約1000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる 1丁目～3丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該地域内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関等に伝達を依頼する。また、防護機器を有する警察、緊急対処保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させる。

（2）市の体制、職員派遣

ア 市緊急対処事態対策本部の設置

指定を受けて、市長を本部長とする市緊急対処事態対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員 名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する警察、消防、自衛隊等と共に現地連絡調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要。活動上の安全に寄与するため、現地対策本部との緊密な連絡体制を確保する。

（３）避難実施要領の住民への伝達

- ア 市は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等の出動を依頼するなど、あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、避難実施要領について、要避難地域に所在する町会・自治会、自主防災組織、消防署、警察署等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ あわせて、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- エ また、報道関係者に避難実施要領の内容を提供する。

防護衣を着用せずに移動して伝達することは危険を伴うため、伝達は、防災行政無線や電話に限定する。

（４）避難所の開設等

- ア 小学校体育館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、都と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、都、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入れ先となる医療機関について、都と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

避難所における活動は、救援に関する都との役割分担を踏まえて行う。

（５）誘導に際しての留意点

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

（６）住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、２階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象では、住民等には危険が迫っていることが察知できないため、速やかな情報提供を常に考える。

(7) 安全の確保

避難中の住民や誘導員に二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地連絡調整所等からの情報を市国民保護対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

国民保護対策本部運営及び措置全般に係る事項...生活安全部

広報及び報道対応...総合政策部

臨時避難所の開設...学校教育部

医療班の派遣調整...健康福祉部

...

...

4 連絡・調整先

ア 市国民保護対策本部設置場所：八王子市役所本庁舎（電話 - ）

イ 現地調整所設置場所： 事務所駐車場（電話 - ）

5

.....

このほかの事項は、事態の状況に応じて「ゲリラ特殊部隊による攻撃【比較的時間的な余裕がある場合】(P10～12)」に準じて記載する。

3 避難誘導における留意点

(1) 各種の事態に即した対応

ゲリラ・特殊部隊による攻撃や弾道ミサイル攻撃、大規模テロなど攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の市街地における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の方法は異なる。そのため、常にその事態に即した避難誘導の実現を図ることが重要であり、避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することに留意する。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順を基本とする。

一方で、昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では各人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、警察、消防、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行う。

弾道ミサイル攻撃については、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が対応できるよう、以下の行動を周知しておくことを主な内容とする。

- ・ 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ・ 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に警察官や消防署員がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ・ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。 等

市街地での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、上記の弾道ミサイル攻撃と同様の行動とれるよう周知する

突発的なテロなどにおいては、迅速かつ正確な状況把握に努めるとともに、住民等に正確な情報や落ち着いて指示に従うこと等を防災行政無線や施設管理者による放送等で伝達し、パニックを防止する。

効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、特に住民への情報提供及び災害時要援護者の避難誘導について留意する。

(2) 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

避難住民の誘導にあたっては、国の対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）またそれを受けた都知事による避難の指示を踏まえて対応することを基本とする。

一方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える。

避難実施要領の策定にあたっては、都、警察、消防、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえるとともに、市の各所管の情報等も集約し、避難方法の決定や情報の共有を図る。

市国民保護対策本部は、市域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて、活動調整にあたる。

避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地連絡調整所に必ず連絡し、現地連絡調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておく。また、現地連絡調整所の職員は、市国民保護対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。

政府の現地対策本部が設置された場合には、市職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させる。

(3) 住民に対する情報提供

国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められていることから、避難誘導にあたっても住民に可能な限り情報提供をしていくよう留意する。

武力攻撃やテロについては、日本ではあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に希望的観測を抱いて災害の発生を軽視や無視をし、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）流言や誤情報に基づいて思いこみで行動したりする可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供する。

その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、住民に少しでも安心感を持ってもらうため、市側の対応の状況についても可能な限り提供する。（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けること。）

また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高いため、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行う。

放送事業者には情報伝達の即時機能があることから、重要な情報は速やかに放送事業者に提供する。

NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような場合は住民には危険が迫っていることが察知できないため、あらゆる手段を用いて速やかに情報提供を行う。

(4) 災害時要援護者への配慮

避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことに配慮する。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考える。

具体的には、以下の災害時要援護者支援措置を講じる。

- ・ 自主防災組織や消防団等による情報が伝達されているか否かの確認
- ・ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体、国際関係市民団体等と連携した情報提供と支援の実施 等

また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保に留意する。

(5) 安全な避難誘導

避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。

このため、避難誘導の開始時において、警察、消防等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整にあたらせるとともに、市の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図る。また、一時避難場所からバス等で移動する場合は、一時避難場所において職員を住民の搭乗等の調整にあたらせる。

また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落したりすることがないように留意する。

避難誘導の実施にあたっては、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要なため、現場におけるそれぞれの誘導員がリーダーシップを発揮することで、落ち着いた避難が行えるよう留意する。

このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 誘導員は、防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること（自主防災組織等への特殊標章の交付も検討）。
- ・ 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

(6) 学校や事業所における対応

学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考える。

例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったりする児童生徒等についても同様）。

また、事業所については、地域の避難誘導を主体的に行うことができる場合は、その協力を依頼する。